

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への位置づけ変更に伴う 市の対応について

新型コロナウイルス感染症の対応について、国は令和5年5月8日から新型コロナの感染症法上の位置付けを5類感染症に変更した。3年余りの間には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言をはじめ、行政が新型コロナウイルス感染症に対し様々な要請・関与を行ってきたが、今後は個人の選択を尊重し、国民の自主的な取組みを基本とする対応に転換することとなった。

これに伴い、県は新型コロナウイルス感染症対策本部を5月8日付けで廃止し、今後は健康危機管理情報の収集・共有などを行う健康危機管理調整会議において、必要に応じて対応を検討することとなった。

これらを踏まえ、本市においても、5月8日付けで高島市新型コロナウイルス感染症対策本部を廃止し、今後の感染症の対応は、他の感染症と同様に健康福祉部健康推進課と危機管理局が連携しながら、必要に応じて情報の収集・共有を行うとともに、次の対応を行うこととする。

1. 保健・医療等の提供体制

5類感染症への位置づけ変更に伴い、感染対策は個人や事業者の判断が基本となる。このため、これまでの外出制限要請や健康状態の報告、就業制限、診療した医師の感染者の発症届もなくなる。また、新型コロナウイルス感染症に感染した場合の外出については、外出を控えることが推奨され、濃厚接触者自体が特定されなくなること等、以下の変更点について市民へ周知を行う。

1. 発生届および入院勧告・措置

(1) 発生届

患者ごとの届出（発生届）は終了し、それに伴い「新型コロナ診断後申告窓口」および「検査キット配布・陽性者登録センター」における陽性者の登録も終了した。新型コロナ陽性と診断された方には、自宅療養者等支援センターの連絡先（電話番号：077-574-8560）が伝えられる。

(2) 入院勧告・措置について

入院勧告・措置については、4月30日をもって終了した。

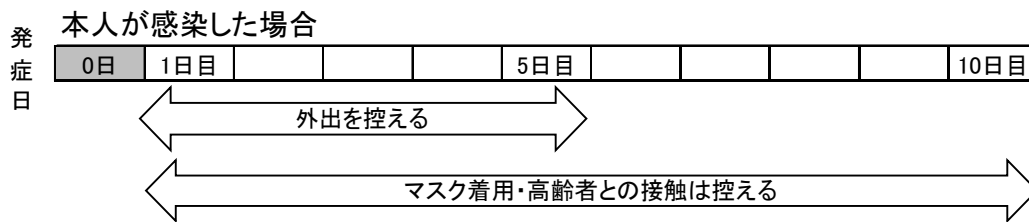
2. 療養期間および濃厚接触者の取扱い

(1) 外出を控えることが推奨される期間

発症日（無症状の場合は検体採取日）を0日として5日間は、外出を控えるとともに、5日目に症状が続いている場合は、熱が下がり、のどの痛みなどの症状が軽快して24時間程度が経過するまで外出を控え様子を見ることが推奨される。

(2) 周りの方への配慮

発症後10日間が経過するまではウイルス排出の可能性があることから、不織布マスクの着用や、高齢者等ハイリスク者と接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮する必要がある。



(3) 濃厚接触者について

保健所から新型コロナ患者の「濃厚接触者」として特定されることはなくなる。

ただし、家族や同居人が新型コロナウイルス感染症にかかった場合は、可能であれば部屋を分け、感染した家族の世話はできるだけ限られた方で行うとともに、感染者の発症日を0日として5日間は体調に注意することが求められる。

3. 症状のある方への対応

(1) 抗原定性検査キット配布・陽性者登録センター

医療機関のひっ迫を緩和するために開設された検査キット配布・陽性者登録センターは、9月末まで継続されるが、検査対象は有症状者に限定される。

市では、医療用検査キットが市内の薬局でも販売されているため、発熱等に備え抗原定性検査キットや解熱鎮痛薬を予め用意しておくよう啓発する。

(2) 相談窓口等、連絡先

外来や救急への影響を緩和するため、発熱等の症状がある方の受診に関する相談窓口は継続される。

市では、「広報たかしま」およびホームページ、防災行政無線等多様な媒体を用いて広く周知する。

【発熱時の相談】

○受診・相談センター

・局番なしの #7 1 1 9 (救急要請相談) または 077-528-3621

・局番なしの #8 0 0 0 (こども医療相談) または 077-524-7856

(平日、土曜日 18:00~翌 8:00)

(日曜日、祝日 9:00~翌 8:00)

【自宅療養者の相談先】(毎日 24 時間)

○自宅療養者等支援センター 077-574-8560

【受診や感染症相談】(毎日 24 時間)

○高島保健所 0740-22-2525

◎市の相談窓口

【健康やワクチン接種相談】 (平日 8:30~17:15)

○健康推進課 0740-25-8553

4. 自宅療養者等への対応

(1) 健康観察

保健所による健康観察は行われませんが、患者体調急変時に適切な医療につなげる体制を確保するとともに、体調急変時に確実に相談できるよう、自宅療養者等支援センターの連絡先が周知される。

(2) 宿泊療養施設

高齢者等宿泊療養施設（ホテルピアザびわ湖・ヴォーリス記念病院）は継続される。

5. 医療提供

(1) 外来・医療提供体制

行政の関与を前提とした指定医療機関での特別な対応から、県が幅広い医療機関で対応できる「外来対応医療機関」(※)を確保し、発熱患者の診療に関する医療機関の情報を公開する方法に変更される。また、重症患者等に対応するための入院病床も確保される。

市内においては、26の医療機関が「外来対応医療機関」として発熱患者の診療に対応する。また、入院病床も当分の間、20床（市民病院15床・マキノ病院3床・今津病院2床）が確保される。

市では、引き続き市医師会、市薬剤師会、県や保健所等と連携を図りながら診療情報の提供に努めるとともに、特に、発熱などの症状がある場合は、受診前に必ず電話で医療機関へ連絡することを周知する。

※滋賀県ホームページの「外来対応医療機関」で検索

(2) 医療費

①通院

新型コロナの患者が外来で診療を受けた場合、診療にかかる費用（外来診療、検査費用、治療薬）に自己負担（1～3割）が必要になる。ただし、新型コロナウイルス感染症治療薬については、保険適用後に残る自己負担額の全額が公費支援の対象となる（当該薬剤を処方する際の手技料等は支援対象には含まれない）。

②入院

新型コロナの患者が、新型コロナの治療のために入院した場合、高額療養費の自己負担額から2万円（2万円未満の場合はその額）が減額される（入院中の食事は公費負担の対象とはならない）。

6. 行政検査

新型コロナウイルス感染症のクラスターを早期に検知し、大規模化を抑止するため、陽性者が発生した場合の周囲の者や従事者への検査は、重症化リスクの高い方が多く入院・入所される医療機関、高齢者施設、障がい者施設に限定される。これまで対象であった学校や保育関連施設等は除外される。

2. ワクチン接種

令和5年春開始接種を下記により実施する。

(1) 実施期間：5月8日から8月31日まで

(2) 接種対象：初回（1・2回目）接種以上の接種を終え前回の接種から3か月以上経過し、次の①②③のいずれかに該当する方

	対 象	接種券の送付
①	高齢者（65歳以上）	4月27日から年代順に発送
②	5歳以上の基礎疾患のある方や重症化リスクの高い方	事前申請が必要 申請に基づき6月中旬頃に発送
③	医療機関や高齢者施設、障害者施設の従事者	市内医療機関等からの申請に基づき5月中旬頃に発送

- (3) 接種体制：市内の26の医療機関で実施（個別接種のみ）
- (4) 使用ワクチン：オミクロン株対応2価ワクチン

- ・令和5年秋開始接種は、5歳以上の方すべてを対象に9月から実施予定（詳細は未定）
- ・初回接種については、生後6か月以上すべての未接種者を対象に引き続き実施
- ・特例臨時接種が1年間延長され、令和6年3月31日までは、ワクチン接種の自己負担はない。

●参考 接種状況の比較（全人口あたり） デジタル庁 5月1日現在【再掲】

	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	オミクロン株
全国	82.51%	82.06%	68.68%	46.50%	24.27%	45.50%
滋賀県	81.63%	81.18%	67.34%	44.24%	22.74%	43.43%
高島市	84.80%	84.47%	71.98%	52.71%	27.65%	51.22%

3. 基本的な感染対策

1. 感染防止対策

- ・手洗い、手指消毒、換気等の基本的な感染予防対策を継続
- ・発熱等の症状がある場合は、自宅等で療養

2. マスクの着用について

- ・感染防止対策におけるマスクの着用は、行政が一律にルールを求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とする。
- ・医療機関、薬局、高齢者施設等に行くときは、感染防止対策としてマスクの着用を推奨

4. 事業者における対応

対処方針や業種別ガイドラインは廃止となることから、行政として一律に対策を求めることはなくなり、事業者の判断に委ねることを基本とする。

5. 小中学校における対応

文部科学省が示すマニュアルおよびガイドラインに基づき、感染予防対策を講じる。

1. 平時における感染症対策について

- (1) 家庭と連携した児童生徒の健康状態の把握に努める。
- (2) 常時、換気に努める。
- (3) 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導を行う。
- (4) マスクの着用を求めないことを基本とするが、校外学習等において、医療機関や高齢者施設等を訪問する場合には、マスクの着用を推奨する。

2. 感染流行時における感染症対策について

- (1) マスクの着用を促すことも考えられるが、着用を強いることのないように配慮する。
- (2) 感染リスクが比較的高い学習活動は控える。
- (3) 感染不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった場合については、児童生徒等や保護者の意向を尊重する。

3. 感染状況に応じて機動的に講ずべき措置について

- (1) 出席停止の取扱いについて
 - ① 児童生徒等の感染が判明した場合には、出席停止の措置を講じる。
(発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで)
 - ② 感染不安などの合理的な理由があると校長が判断する場合には、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、欠席とはしないことも可能である。
- (2) 学級閉鎖等の措置について
 - ① 同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合、かつ学級内で感染が広がるおそれがある場合には、3日間程度の学級閉鎖の措置を講じる。
 - ② 複数の学級や学年を閉鎖し、かつ学年内、学校内で感染が広がる可能性が高い場合には、学年閉鎖、学校全体の臨時休業の措置を講じる。

4. 小中学校への指示について

- ・ 文部科学省が示すマニュアルおよびガイドラインに基づき、各学校において、感染予防対策を講じる。
- ・ 小中学校における感染症対策の変更点を児童生徒および保護者に周知する。

5. その他

- ・ 教育委員や市議会議員あての学級閉鎖等の情報提供は、5月8日以降は行わない。
- ・ 学校で感染者が発生した場合については、関係部局とのこれまでからの連携を継続して、地域の感染状況を踏まえた迅速な対応に努める。

6. こども園等における対応

市内小中学校に準じた感染予防対策を講じる。

1. 平時における感染症対策について

- (1) 家庭と連携した児童の健康状態の把握に努める。
- (2) 常時、換気に努める。
- (3) 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導を行う。
- (4) マスクの着用を求めないことを基本とするが、医療機関や高齢者施設等を訪問する場合には、マスクの着用を推奨する。

2. 感染流行時における感染症対策について

- (1) 学童保育所においては、マスクの着用を促すことも考えられるが、着用を強いることのないように配慮する。
- (2) 未就学児に対しては、マスクの着用は求めないが、保護者の意向により着用する場合は、熱中症等に十分気をつける。
- (3) 感染リスクが比較的高い活動は控える。
- (4) 感染不安により活動への参加を控えたい旨の相談があった場合については、保護者の意向を尊重する。

3. 感染状況に応じて機動的に講ずべき措置について

(1) 出席停止の取扱いについて

- ① 児童等の感染が判明した場合には、出席停止の措置を講じる。
(発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで)
- ② 感染不安などの合理的な理由があると所属長が判断する場合には、欠席とはしないことも可能である。

(2) 学級閉鎖等の措置について

- ① 同一の学級において複数の児童等の感染が判明した場合、かつ学級内で感染が広がるおそれがある場合には、3日間程度の学級閉鎖の措置を講じる。
- ② 複数の学級や学年を閉鎖し、かつ学年内、園内で感染が広がる可能性が高い場合には、学年閉鎖、園全体の臨時休業の措置を講じる。

4. その他

- ・ 保育園等の保護者に今回の変更点を周知する。
- ・ 関係機関や市議会議員あての学級閉鎖等の情報提供は、5月8日以降は行わない。
- ・ 各施設で感染者が発生した場合については、関係部局とのこれまでからの連携を継続して、地域の感染状況を踏まえた迅速な対応に努める。
- ・ 私立園においても今後の対策の参考となるよう、今回の変更内容について周知する。

7. 高齢者施設等における対応

国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、感染症法上の位置付け変更後も、高齢者施設等における感染対策の徹底を当面継続することが決定されている。

1. 日頃からの感染対策

(1) マスクの着用

- ・ 高齢者施設等への訪問時のマスク着用の推奨
- ・ 高齢者施設等の従事者の勤務中のマスク着用の推奨
※勤務中であっても、マスクの着用が必要ないと考えられる場面（周囲に人がいない場面、利用者と接しない場面であって会話を行わない場面等）については、施設管理者が適宜判断する。

(2) 換気（エアロゾル対策）

- ・ 実情に応じた換気による感染対策の実施

(3) 面会

- ・ 感染経路の遮断の観点と、つながりや交流が心身の健康に与える影響の観点から、発生状況等を踏まえ、安全に実施できる方法を検討する。
※介護保険施設等の運営基準では、「常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。」とされおり、利用者と家族との面会の機会の確保に努める必要がある。

2. 感染者が発生した際の感染対策

(1) 市における情報収集

- ・ 施設利用者等において新規陽性者を認めた場合には、施設と担当課において情報共有を行う。

(2) 施設における対応

- ・サージカルマスク：常に着用
- ・ゴーグル・フェイスシールド：飛沫曝露のリスクがある場合に装着
- ・手袋とガウン：患者および患者周囲の汚染箇所に直接接触する可能性がある場合に装着
- ・新型コロナ患者の面会：看取りの場合を含め、可能な範囲で面会者に個人防護具の着用を指導した上での面会、窓越し・オンラインでの面会等を検討
- ・検査体制：陽性者の周囲の者や従事者への集中的検査を実施

(3) 介護関連施設・事業所間の応援事業

- ・事業所等で働く職員や利用者が感染することによりサービス利用が困難となった場合に、他の事業所等から応援職員の派遣や利用者の他の事業所等によるサービス提供といった事業所間における相互応援システムは、当分の間継続される。

3. 人員基準等の臨時的な取扱いについて

(1) 高齢者介護サービス事業所

- ・継続することが必ずしも適当と考えられない事項については、必要な見直しを行ったうえで、これまでの臨時的な取扱いを当面の間継続する。

(2) 障害福祉サービス等事業所

- ・臨時的な取扱いの一部については終了する。「当面の間継続」、「一定の要件のもとで当面の間継続」とする場合であっても、感染者の発生やサービスの継続に必要な感染対策の実施等により通常必要なサービスの提供に影響がある場合に限る。

8. 公共施設等における対応について

〈国の基本的感染対策に関する変更方針〉

	現在	5月8日以降
政府の対応と根拠	<ul style="list-style-type: none">・ 新型インフル特措法に基づく基本的対処方針による求め※「3つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等	<ul style="list-style-type: none">・ <u>(基本的対処方針は廃止)</u>・ 感染症法に基づく情報提供※専門家の提言等も踏まえ、個人や事業者の判断に資するような情報の提供
事業者に関する取組	<ul style="list-style-type: none">・ 事業者による業種別ガイドラインの作成・ 政府による「業種別ガイドラインの見直しのためのポイント」の提示・周知	<ul style="list-style-type: none">・ <u>(業種別ガイドラインは廃止)</u>※業者が必要と判断して今後の対策に関する独自の手引き等を作成することは妨げない。・ 事業者の判断、自主的な取組み

基本的な感染症対策として、引き続き、手洗い等の手指衛生や換気が有効であることを踏まえ市内の公共施設の5月8日以降の利用における感染症対応は以下のとおりとする。

1. マスクの着用について

マスクの着用については、個人の主体的な選択を尊重し個人の判断に委ねることを基本とする。

2. 手洗い等の手指衛生、換気等

事業者の判断を基本とするが、新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえた基本的感染対策として有効であることから継続することを推奨する。

3. 人と人との距離の確保

事業者の判断を基本とするが、高齢者等重症化リスクの高い方が含まれる場面等では、人と人との距離の確保するよう努める。

9. 感染者数の公表について

感染者数の公表については、衛生科学センターの感染症週報において、一週間に1回、ホームページで公表される。

市では、健康推進課等で確認を行い、感染の拡大が懸念される場合は、防災行政無線等の活用などにより市民へ周知する。

※感染症週報：月～日曜の感染者数を翌週金曜に公表

10. 今後懸念される感染状況

今後、以下の3点について特に懸念されるが、引き続き体調や状況に応じた感染対策を勧め、国内外の感染動向を注視するとともに、県や関係機関からの情報を収集し、連携して取り組んでいく。

- (1) 新たな変異株（感染力増・強毒化）の出現
- (2) これまで以上の陽性者数の増加
- (3) ワクチン効果減弱による陽性者数の増加および陽性者における高齢者の増加